災害時における情報伝達の協力及び防災啓発の推進に関する協定書

加古川市（以下「甲」という。）とＢＡＮ－ＢＡＮネットワークス株式会社（以下「乙」という。）は、防災推進及び災害時における情報伝達の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条並びに災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条の規定に基づき、災害時の情報伝達及び平常時における防災活動の推進並びに災害復旧期の情報発信に係る協力体制を整備し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、市民生活の安全安心に寄与することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力する。

(1)　法第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）若しくは市民生活に影響を与える緊急事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合において、市民への避難情報その他の災害情報を伝達すること。

(2)　災害応急期における応急対策状況及び被災者の生活支援情報の伝達その他の災害広報を実施すること。

(3) 甲が管理する施設のうち、乙が整備を行った通信ネットワークについて、不特定多数が利用可能となるよう通信環境を開放すること。

(4) 平常時における防災啓発を推進すること。

(5) 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設した場合に、当該臨時災害放送局の運用及び維持管理を行うこと。

（協力及び要請）

第３条　甲は、前条第１号から第３号及び第５号の業務について乙に協力を要請するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

２　前条第４号の業務は、甲及び乙が協力して実施するものとし、その方法は甲乙協議のうえ定める。

（要請に対する協力）

第４条　乙は、前条第１項による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障がなくその他やむを得ないと乙が判断したときに限り、他の業務に優先して要請に応じ協力するものとする。

（連絡責任者）

第５条　甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（費用負担等）

第６条　第２条第１号から第４号までの業務に係る費用は原則乙の負担とする。ただし、長時間または、放送頻度の高い要請、又は特別な機材・人員を要する場合は、費用負担について甲乙協議のうえ決定する。

２　第２条第５号の業務に係る費用は、甲が乙に対して支払うものとし、支払う費用の範囲及び内容は別表のとおりとする。

３　この協定における放送の実施に必要な機材及び人員は、乙が準備する。

（免責）

第７条　乙は、不可抗力（地震、台風、停電、通信障害等）により放送ができなかった、又は甲が提供した情報に誤りがあったことにより第三者に損害が生じた場合は賠償責任を負わないものとし、乙の責めに帰すべき事由による場合に限り、乙が責任を負うものとする。

（補則）

第８条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定める。

（協定期間・解除）

第９条　この協定の有効期間は１年間とし、期間満了の３か月前までに甲乙いずれからも書面による異議の申し出がない場合は、同一条件で自動更新するものとする。

２　やむを得ない事由が生じた場合は、双方協議のうえ書面をもってこの協定を解除できるものとする。

平成 18 年６月 21 日付けにて甲乙間で締結した「災害時における緊急放送の協力に関する協定」は、本協定書の締結をもって廃止する。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年９月２５日

甲　加古川市加古川町北在家２０００
加古川市

加古川市長　岡　田　康　裕

乙　加古川市加古川町粟津２６－２
ＢＡＮ-ＢＡＮネットワークス株式会社

代表取締役　永　濱　昭　和